

暮らしを変える
スマートロック



ご入居者さまへ

スマートで安心なお部屋へ



スマモル 賃貸プラン

ダブルロック

●●● ご利用のご案内 ●●●

安心の
24時間365日



スマートで 安心なお部屋へ

「スマモル賃貸プラン」は、便利・安心がセットになった
賃貸住宅専用の電気料金メニューです。

自分のスマホで玄関ドアの開閉ができるスマートロックや
緊急時の駆けつけ、お電話での健康相談など便利と安心が詰まったサービスで
入居者さまの新生活を応援します。



スマモル 賃貸プラン

便利・安心がセットになった
大阪ガスの電気料金プラン



電気



スマモル賃貸サービス

暮らしを変える
スマートロック

ビットロック
bitlock

安心の
24時間365日
駆けつけサービス※
すこやかダイヤル
サービス

※関西電力エリアのお客さまのみ、出勤時は年1回まで無償、2回目からは別途費用がかかります。関西電力エリア以外のお客さまは1回目の出勤から費用がかかります。

➡ P5～6をご覧ください、すぐに登録を完了してください。

便利

暮らしを変えるスマートロック

物件には、ビットキー社のスマートロックがついています。
サービスはhomehub^{ホームハブ}アプリからご利用いただけます。



スマホの操作で
カギをオープン

共用部の
エントランスも※

ビットロック ゲート
※bitlock GATEが設置されている
物件に限ります。

開け方、いろいろ

スマホの操作でカギをオープン。もし、スマホを落としても
遠隔操作でカギを無効にできるから安心です。

- カギを持たずにスマホでカギの開閉ができます。
(手ぶらでもご利用いただけます)



スマホでも



手ぶらでも

- 従来タイプのカギもお使いいただけます※2。
- オートロック機能を使えば、カギの締め忘れの心配もありません。

※1 一部のスマートロックでは手ぶら解錠機能がご利用いただけません。bitlock LITEはご利用いただけます。

※2 管理会社にお問い合わせください。

カギをシェアできるから便利！

ホームハブ
homehubアプリからからカギをシェアすることができます。

「ワンタイムチケット」といわれるこの仕組みには、特殊な暗号技術が使われていて安全です。

● あなたの思いのままに設定が可能です。

例えば

「今週一週間は出入りが自由にできる」
「明日13時～17時に1回だけ使える」など。

ビットロック ゲート
※bitlock GATE設置物件は、エントランスのオートロック解錠にも対応できます。



本人



カギをシェアする



友人・家族

・・・ こんなとき便利！・・・

離れて暮らすご家族を呼ぶ時

学校や仕事で不在の間でもご家族にカギを送っておけば、帰宅が遅れても安心です。



ホームパーティーの時

お買い物に出かけている間でもお友達にカギを送るだけで、先にお部屋に入ってもらえます。



クリーニング*

玄関先に置いておくだけでクリーニングをして玄関へお届けします。



不在時の家事サービス*

介護ヘルパーやハウスクリーニングも直接カギを受け渡さずに依頼が可能です。



置き配(宅外サービス)*

宅配ボックスがなくても、オートロックを解錠し玄関前まで荷物を届けてもらえます。



※順次、提携会社とのサービスが開始予定です。

安心

安心の24時間365日

カギのトラブルにも **24時間365日つながるので安心!**

例えば

- カギ(スマホ)を落として家に入れない。



管理会社の営業時間外でも
電話がつながるので安心です。

1人暮らしの不安にも **警備員が駆けつけます** ※1

例えば

- 屋外から不審な物音がする。
- 不審車両が玄関先に停まっている。
- 窓越しに不審者がいる。
- 近隣火災の連絡があり類焼していないか心配。
- 安否確認(連絡がつかないので心配)。
- 旅行中に自宅の様子を見て欲しい。



※1 警備員の駆けつけができないエリアがあります。

警備員が駆けつける場合 ご利用1回あたり5,500円(税込) ※2

※2 関西電力エリアのお客さまのみ、年間1回まで無償で対応します。なお、入居日から起算して1年を「年間」とします。
本プラン特別料金です。(他社参考事例:8,800円~22,000円(税込) ※開錠対応の場合。作業内容により異なります。)

看護師や保健師資格を持つカウンセラーが **24時間365日健康をサポート**

例えば

- 寝ることができないほどひどい頭痛がする。
- 子供が高熱を出して下がらない。
- 自宅近くの受診したい診療科目のある病院を知りたい。
- オンラインor自宅に訪問して診療して欲しい ※3。



※3 ファストドクター株式会社が提供するオンライン診療・訪問診療サービスに取次します。

お手続き方法

管理会社からメールが届いたら、すぐに登録を完了してください!

1

入居お申込み



2

入居申込みが受理された後、申込み時に記入いただいた携帯電話番号のショートメッセージ、又はメールアドレスに

管理会社からメールが届きます。

@mail.sumamoru.entryservice.jpと@mail.bitkey.cloudからメールが届くようにご設定ください。

携帯キャリアのアドレスの場合、メールが届かないケースがありますのでご注意ください。

メールが届かない場合は、管理会社までご連絡をお願いします。



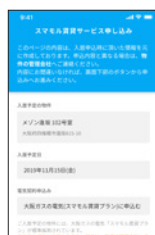
登録方法

メールに記載のURLからアクセスして手続きしてください。

- 1 メールに記載のURLにアクセスして登録画面へ。



- 2 ご入居予定の物件名に間違いがないかご確認ください。



- 3 ビットキーアカウントを作ります。



- 4 電気の契約、入居予定日(電気利用開始日・ガス開栓日※1)、お客さま情報、お支払方法を入力してください。



- 5 重要事項説明をご確認ください。



- 6 完了です。



登録が完了したら次の3つの手続きが完了しています。

- スマートロックの利用手続き
- 電気の申込み
- ガス開栓の立ち会い日予約※1



手続き完了

※1 大阪ガスの都市ガスエリアのお客さまのみ

スマモル賃貸プランにお申込みでない方は別途ガスと電気のお申込みが必要です。

3

ホームハブ

homehubアプリをダウンロードしてください。



前ページ②のお手続き完了後に表示されるボタンを押してダウンロード画面にアクセス!



OR

前ページ②のお手続き完了後に送付される手続き完了のメールに記載のURLからアクセス!



※ homehub をダウンロードしてください。

ダウンロード完了



入居の準備が完了です! 入居日の前日までにスマートロックの解錠権限が付与されます。

4

ご入居

※事前にお申込みいただいたガスの開栓希望日にお立ち会いください
(大阪ガスの都市ガスエリアのお客さまのみ)

アプリの設定に関するお問い合わせは

ホームハブ

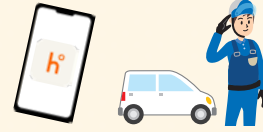
homehubアプリ内からお問い合わせください。

「右下メニューアイコン → サポート → お問い合わせ」

アプリからのお問い合わせが難しい場合 **050-3000-3935** [受付時間] 9:00~18:00

便利・安心がセットになった電気料金メニュー。

サービスがセットになっておトク!



スマモル賃貸サービス

便利

スマートロックを採用

安心

24時間365日サポート

+

電気

- スマートロック^{※2}で暮らし便利!
- 24時間365日警備員駆けつけ^{※3}やお電話での健康相談で安心!

※2 ビットキー社のスマートロックが設置されています。

※3 関西電力エリアのお客さまは、出勤時は年1回まで無償、2回目から別途費用がかかります。関西電力エリア以外のお客さまは1回目の出勤から費用がかかります。警備員の駆けつけができないエリアがあります。

関西電力エリアでの料金表

	単位	料金単価(月/税込)
基本料金	1契約	871.57円

	単位	料金単価(月/税込)
電力量料金	1kWh	24.80円

中部電力エリアでの料金表

	契約電流	料金単価(月/税込)
基本料金	10アンペア	986.14円
	15アンペア	1,146.71円
	20アンペア	1,307.28円
	30アンペア	1,628.42円
	40アンペア	1,949.56円
	50アンペア	2,270.70円
60アンペア	2,591.84円	

	単位	料金単価(月/税込)
電力量料金	1kWh	25.66円

九州電力エリアでの料金表

	契約電流	料金単価(月/税込)
基本料金	10アンペア	845.24円
	15アンペア	1,002.86円
	20アンペア	1,161.48円
	30アンペア	1,477.72円
	40アンペア	1,793.96円
	50アンペア	2,110.20円
60アンペア	2,426.44円	

	単位	料金単価(月/税込)
電力量料金	1kWh	23.96円

<注意事項>

- ・スマモル賃貸プランの契約期間は入居日から2年です。2年経過後は、1年毎に自動更新されます。
- ・契約期間中にスマモル賃貸プランを解約された場合は残存契約月数×880円(税込)を解約金として申し受けます。(ただし、入居から2年経過後は解約金はかかりません)
※解約した場合でも入居から2年間は、スマートロック、駆けつけ、すこやかダイヤルなどのスマモル賃貸サービスは継続してご利用いただけます。
※転居に伴う解約の場合は解約金はかかりません。
- ・契約期間終了後、当メニューを契約されていない場合*、入居者さまへの付帯サービス(スマモル賃貸サービス)は終了いたします。
※入居時からスマモル賃貸プランを契約されていない場合を含みます。

ガスの開栓希望日および
電気の利用開始日が変更になる場合は
ご連絡ください。

大阪ガスお客さまセンター 0120-0-94817

[受付時間] 月~土 9:00~19:00 / 日・祝 9:00~17:00

※スマモル賃貸物件に入居予定であることを必ずお伝えください。

当物件に入居されるお客さまは必ず手続きが必要です!

スマモル賃貸プラン 要綱

1. 料金の特徴

スマモル賃貸プランは、「スマートロック」「すこやかダイヤル」「駆けつけサービス」「ダブルロックサービス」(以下総称して「スマモル賃貸サービス」といいます。)が付帯したプランです。各種サービスの利用料金は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

2. スマモル賃貸プランのお申込みについて

- スマモル賃貸プランのお申込みをご希望の場合、物件の管理等を行う事業者(以下、「管理会社等」といいます。)がお客さまからお知らせいただいたメールアドレス宛に、当社がお申込みサイトのURLを送付いたします。
- お客さまは、URLの案内に従い、お申込みに必要な情報を入力いただけます。
- お申込みいただいた内容は、スマモル賃貸プランのお申込みを利用するほか、スマモル賃貸サービスのご利用に必要な範囲で、管理会社等および当社の業務委託先等に連携いたします。
- お申込みサイトには、お客さまからあらかじめ管理会社等にお伝えいただいたご契約内容が表示されます。表示内容が異なる場合は、お申込み内容の入力前に、必ず管理会社等にお問い合わせください。

3. 各種サービスについて

- スマモル賃貸プランには、以下のサービスが付帯します。
 - ① スマートロック
株式会社ビットキーが提供するスマートロック(お客さまの需要場所の入口等の鍵に取り付けることで、スマートフォンや専用のリモコンキーから扉の鍵を開閉できる商品等であって、当社が指定するもの)をご利用いただけます。
 - ② すこやかダイヤル
大阪ガスセキュリティサービス株式会社が提供する、看護師や保健師の資格を持ったカウンセラーによる健康相談、各種生活相談を行うサービスをご利用いただけます。
 - ③ 駆けつけサービス
暮らしの中のトラブル等に対し、警備員による出張対応等を行うサービスをご利用いただけます。
 - ④ ダブルロックサービス
①に加えて、スマートロックを1台追加でご利用いただけます。
- スマモル賃貸サービスは、一部のサービスを除き、原則としてお客さまのご入居日からご利用いただけます。
- スマモル賃貸サービスの内容は、それぞれのサービスの要綱または利用規約等にて定めるものといたします。当社以外の事業者がサービスの内容または利用規約等を変更したことにより、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。
- お客さまの需要場所等により、一部のサービスを提供できない場合があります。お申込みの前に管理会社等にお問い合わせください。

4. 契約の更新について

- スマモル賃貸プランの契約期間は、需給開始日以降2年目の日までといたします。
- ご契約期間満了1か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。
- 契約を継続される場合は、契約期間満了後も同一条件で1年間更新されるものとし、以後同様といたします。

5. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにスマモル賃貸プランの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり880円(税込)を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。ただし、お引越しによるご解約の場合、または、更新後の期間中の解約およびプラン変更の場合については、解約金はいただきません。なお、スマモル賃貸プランの解約後にお引越しされた場合で、お引越し日が当初の契約終了日までの日であった場合でも、お支払いいただいた解約金の精算は行いません。
- スマモル賃貸プランを当初の契約の期間中に解約した場合でも、当該契約が満了する予定であった日までは、スマモル賃貸サービスを利用することができます。当該契約が満了する予定であった日以降のスマートロックのご利用には、別途費用が発生する場合があります。詳細は管理会社等にお問い合わせください。

6. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

7. 当社によるプラン変更・廃止について

- スマモル賃貸プランの内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。

8. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、スマモル賃貸プランへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- お引越される場合は、当社へ電気の需給契約の廃止のご連絡をしていただく必要がございます。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。

駆けつけサービス契約約款(関西電力エリア)

第1条(目的)

この約款は、大阪ガス株式会社(以下、「当社」といいます。))が、「駆けつけサービス」をご契約いただくお客さま(以下、「お客さま」といいます。))に対して、「駆けつけサービス」(以下、「本サービス」といいます。))の契約内容(以下、「本契約」といいます。))を定めるものです。

第2条(サービス内容)

本サービスの内容は、次のとおりです。

- お客さまのご自宅(お客さまがお引越しに際し新たにご契約される物件を指し、以下、「対象物件」といいます。))の防犯に関してご懸念が生じた時に、お客さまからのお電話によるご依頼に基づき、警備員が駆けつけるサービス(以下、「警備員かけつけ」といいます。なお、本サービスは、犯罪の未然防止を約束するサービスではございません。))
- 対象物件のスマートロックの解錠に関するトラブルについて、お客さまからのお電話によるご依頼に基づき、ワンタイムパスワードを用いて対応するサービス(以下、「スマートロックの解錠サポート」といいます。))

ただし、対象物件の所在地その他の理由により、一部のサービスの提供を行えない場合があります。

第3条(お客さま)

本サービスは、お客さまのみが利用することができます。また、対象物件と異なる物件では利用することはできません。
2. 本サービスを利用する場合、運転免許証等の公的機関が発行した身分証明書による本人確認が必要となる場合があります。

第4条(提供期間)

本サービスの提供期間は、原則として対象物件への入居日から2年間とします。ただし、お申込みから入居日までの期間が短い場合、入居日からご依頼を受けられない場合があります。なお、お客さまに当社の電気料金メニュー(「スマモル賃貸プラン」)に限り、以下、「スマモル賃貸プラン」といいます。))の適用がある場合は、入居日から2年を経過した以降も、その契約が継続する限り本サービスの提供は継続されます。上記にかかわらず、退居に伴う解約の場合、または入居日から2年を経過する前に退居される場合は、退居日をもってサービスの提供は終了されるものとします。

第5条(サービス提供の中止)

お客さまにおいて次の事由が生じた場合、当社はお客さまに何らの通知を要することなく本サービスの提供を中止することができます。

- ①本サービスの目的に反した使用が繰り返される等、お客さまが正常な方法でご使用いただけない場合で、当社からお客さまに改善を申し入れたにもかかわらず、状況が改善されないとき
- ②お客さまが、暴力団、暴力団関連企業をはじめとする反社会的勢力またはその構成員または準構成員に該当することが判明した場合
- ③お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - その他上記に準ずる行為
- ④本約款の各条項に違反したとき
- ⑤前各号に掲げる事由の他、当社が本サービスの提供上支障があると判断したとき

第6条(業務委託等)

当社は、本サービスの各種業務等について、業務の一部を委託することがあります。
2. 当社は、業務を委託する場合に、当社から業務委託先に対し、必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。この場合、当社は、業務委託先との間でお客さま情報の取り扱いに関する契約を結び、適切な監督を行います。

第7条(対象物件への立ち入り等)

当社または当社の指定する第三者は、本サービスの遂行に必要な場合には、対象物件に立ち入ることができるものとし、お客さまは、当該立ち入り、工事に正当な事由がない限り、立ち入りを承諾するものとする。
2. 対象物件を第三者へ貸借している場合で、お客さまが貸主の場合、お客さまは、対象物件の借主に対して、お客さまの責任にて、当社が本サービスの遂行のため対象物件に立ち入ることに関して承諾を得るものとする。
3. 前項でお客さまが借主の場合、お客さまは、対象物件の貸主に対して、お客さまの責任にて、当社が本サービスの遂行のため対象物件に立ち入ることに関して承諾を得るものとする。
4. 当社は、お客さまが第2項および第3項に定める承諾を得なかったことにより生じた損害については一切責任を負いません。

第8条(サービスの停止)

当社は、以下の各号に定める場合で本サービスの提供を継続できないと判断した場合には、本サービスの提供を停止します。停止期間中、当社は本サービスの提供についての義務を一切まぬがれるものとし、停止に起因する損害について責めを負わないものとします。

- ①天災地変、暴動、通信回線(お客さまが設置された通信機器等を含みます)の障害、停電、その他不可抗力による損壊等が生じた場合
- ②本サービス提供に必要なシステムに異常が発生した場合
- ③お客さま以外の依頼
- ④スマモル賃貸プランの適用がある場合で、スマモル賃貸プランの料金のお支払いがない場合
- ⑤申込内容に変更が生じたにもかかわらず、お客さまが当社への連絡を行わなかった場合
- ⑥本サービス対象の不動産自体の瑕疵もしくはお客さまの管理上の瑕疵があった場合
- ⑦本サービスの継続に通常必要となる作業を行う場合

第9条(損害賠償)

当社は、本サービスの提供にあたって、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに損害を与えた場合、お客さまに対して以下のとおり、当該損害の賠償をいたします。ただし、警備員かけつけは犯罪の未然防止を約束するサービスではないため、犯罪によりお客さまに発生した損害については、当社による損害賠償の対象外といたします。

2. 当社に対して損害の賠償を請求する場合、お客さまは損害の発生の事実を知った後、遅滞なく当社に対して通知し、当社は現場確認や公的機関等から発行された証明書等により損害を確認したうえで、損害賠償を行います。ただし、その限度額は、1事故1億円までとします。
3. 本条の規定にかかわらず、お客さまが前項の通知を怠った場合は、賠償に関する諸手続きが行えない場合があります。

第10条(協議事項)

お客さまと当社は、本契約に定めのない事項については、法令および商慣習に従うほか、誠意をもって協議いたします。

第11条(守秘義務)

お客さまおよび当社は、本サービスを通じて知り得た秘密情報(技術情報、お客さま情報等)を善良なる管理者の注意をもって管理し、第三者へ漏らしてはなりません。このことは本サービス終了後も同様とします。

第12条(お客さま情報の取り扱い)

当社はお客さまの個人情報を当社ホームページに記載の「プライバシーポリシー」および別添「お客さま情報の利用目的について」に基づき取り扱います。お客さまの個人情報の利用目的については、「プライバシーポリシー」および「お客さま情報の利用目的について」をご参照ください。

2. 当社が本サービスの提供の一部を委託した場合は、委託先へ必要な範囲で個人情報を提供、開示する場合があります。この場合、当社は委託先との間で取扱いに関する契約を結び、適切な監督を行います。

3. 当社は、業務品質向上等のため通話録音をさせていただくことがありますが、お客さま・緊急連絡先からの録音内容の確認のご依頼には対応いたしません。

第13条(権利譲渡の禁止)

お客さまは当社の同意なしに本サービスに関する権利・義務を第三者に譲渡できません。

第14条(相互協力)

お客さまおよび当社は互いに協力し、信義を守り誠実に本規定に従うものとし、本規程に定めのない事項および疑義が生じた事項については、お客さまおよび当社の協議により誠意をもって解決するものとします。

第15条(管轄裁判所)

本契約または本サービスの提供に関して、訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第16条(改定)

当社は、本サービスの約款を予告なく変更させていただくことがあります。なお、変更後の約款につきましては、当社のホームページ等にお知らせいたします。

第17条(効力開始)

本約款は、2021年11月1日から有効とします。

<警備員かけつけに関する規程>

第18条(警備員の出勤)

当社は、警備員の出勤業務を大阪ガスセキュリティサービス株式会社(以下、

[OSS]といえます。)等に委託します。

2. 当社は出動業務の委託先に対し、必要な範囲でお客様情報を提供します。この場合、当社は委託先との間でお客さま情報の取り扱いに関する契約を結び等、適切な監督を行います。
3. 本サービスにおける警備員かけつけの実施日は、お客さまの申込みにより、実際に駆けつけを実施する日とします。また、一件当たりの所要時間の目安は、5分～15分程度となります。ただし、案件により前後する場合があります。

第19条(警備員かけつけ時の措置)

- お客さまの依頼をいただいた場合、監視センターの指令により警備員は対象物件に出動し、対象物件の建物外周より目視可能な範囲内で異常発生の有無を確認(以下、「外周点検」といいます。)します。
- 異常発生が認められた場合には、警察、消防等へ通報するなどお客さまの被害の拡大防止のための必要な措置をとります。
2. 外周点検のため、警備員は、お客さまの承諾なく対象物件の敷地内に立ち入ることができません。但し、門扉に鍵がかかっているなどの場合は敷地外からの点検といたします。
 3. 異常事態発生の場合、OSSは、お客さまに対して、緊急連絡を行います。
 4. 天候・交通状況・警備員の出勤状況等により現場到着に相応の時間を要する場合があります。
 5. 警備員かけつけサービスは、防犯に関するご心配時の警備員かけつけサポートであり、日常生活の雑用等を警備員に依頼することはできません。
- [警備員に依頼できない行為の例]

- 人の救急
- 人の身辺警備
- ガスの消し忘れ対応
- ポストの郵便物の整理・回収
- 植木の水やり
- ペットの餌やり

第20条(警備員かけつけの報告)

警備員が外周点検を行った場合、警備員は点検報告書を対象物件へ投函します。また、監視センターは、必要に応じて警備員が外周点検を行った結果を登録電話番号に通知します。

第21条(警備員かけつけ出動の料金)

- 本サービスの提供期間中の警備員かけつけについては、年間1回までは無償とさせていただきます。年間2回目以降の、警備員かけつけに対しては、出動に要する費用(1回の出動あたり5,500円(税込))をお客さまに従量サービス料金として請求します。なお、入居日から起算して1年を「年間」とし、従量サービス料金の有無を判断するための年間の出動回数については、第24条のスマートロックの開錠サポートのための警備員の出動と合算してカウントするものとします。
2. 従量サービス料金は、出動の指示を行った時点で発生するものとし、お客さまが出動をキャンセル・変更された場合でもお支払いいただきます。

第22条(出動予約)

- お客さまは、出動を希望される日(以下、「出動日」といいます。)の14日前まで当社に連絡することにより、出動を予約することができます。
2. 出動可能時間は以下の時間帯とし、時間指定はできません。
 - ① 6:00～12:00
 - ② 13:00～19:00
 - ③ 19:00～24:00
 3. 出動予約後にキャンセルを希望される場合は、当社に出動日の前日までにご連絡いただけます。
 4. 出動日当日のキャンセルにつきましては、第21条第1項に規定する費用を申し受けれます。

第23条(免責)

警備員のかかけつけは、犯罪の早期発見および早期対応による拡大防止を目的とするものであり、犯罪の未然防止を保証するものではありません。従って、当社はお客さまが犯罪により被害を受けた損害について、本契約に基づいて賠償する責めを負いません。これらの損害に対する備えとして、お客さまご自身で盗難保険等に加入していただきます。

[当社が賠償する責めを負わない損害の例]

- ① 天災地変、暴動、通信回線(お客さまが設置された通信機器等を含みます)の障害、停電、その他不可抗力による損壊等により当社がお客さまに本サービスの提供ができなくなったことに起因する損害
- ② 対象物件自体の瑕疵もしくはお客さまの管理上の瑕疵またはお客さまの故意や重過失により生じた損害
- ③ 地震・火災などの災害により、またはこれらの災害に起因する損害
- ④ 窃盗または強盗のために生じた火災または爆発等による損害
- ⑤ 窃盗・強盗・火災発生等にともなう、OSS、消防隊、警察隊等による入口扉・窓等破壊等の損害
- ⑥ 警備員かけつけサービスとの因果関係が認められない損害
- ⑦ 警備員かけつけサービスが停止されている間に生じた損害
- ⑧ 申込内容に変更が生じたにもかかわらず、お客さまが当社への連絡を行わなかったことに起因する損害
- ⑨ その他客観的に判断して賠償免責に相当する損害

2. 天候・交通状況・作業員の作業状況等により現場到着に相応の時間を要する場合があります。

<スマートロックの開錠サポートに関する規程>

第24条(サービス内容)

- 当社は、お客さまに対して、スマートロックの開錠サポートを行います。当社は、本業務をOSS等に委託します。
2. 対象となるスマートロックは、株式会社ビットキーが提供するスマートロック(お客さまの需要場所の入口等の鍵に取り付けることで、スマートフォンや専用のリモコンキーから扉の鍵を開閉できる商品等であって、当社が指定するもの)に限ります。
 3. お客さまの依頼をいただいた場合、警備員は事前にお客さまよりお預かりしたワンタイムパスワードを用いて開錠を行います。お客さまが事前にワンタイムパスワードをお預けにならない場合、開錠を行うことはできません。

第25条(スマートロックの開錠サポートの料金)

- 本サービスの提供期間中のスマートロックの開錠サポートについては、年間1回までは無償とさせていただきます。年間2回目以降の、警備員かけつけに対しては、出動に要する費用(1回の出動あたり5,500円(税込))をお客さまに従量サービス料金として請求します。なお、入居日から起算して1年を「年間」とし、従量サービス料金の有無を判断するための年間の出動回数については、第19条の警備員かけつけのための警備員の出動と合算してカウントするものとします。
2. 従量サービス料金は、出動の指示を行った時点で発生するものとし、お客さまが出動をキャンセル・変更された場合でもお支払いいただきます。

第26条(免責)

- スマートロックの開錠サポートに関して、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。
- ① お客さま以外の依頼
 - ② 災害・天災・暴動等に起因する依頼
 - ③ カギの開錠の場合にお客さま本人の立会いがない場合
 - ④ 運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示がない場合。また、顔写真付公的身分証明書の提示があっても、身分証明書上の住所、氏名が当社に届出のある住所、氏名と異なっていた場合
 - ⑤ スマートロックの開錠サポートとは異なるサポート依頼
 - ⑥ 対象物件以外に関する本サービスの依頼
 - ⑦ 離島もしくはサービス提供が困難な地域からの依頼
2. 天候・交通状況・作業員の作業状況等により現場到着に相応の時間を要する場合があります。
 3. 当社及び業務委託先(業務委託先の業務提携先を含む)は、故意または過失がない限り、スマートロックの開錠サポートに関して、損害賠償等の責任を負わないものとします。
 4. ワンタイムパスワードによる開錠が困難な場合等、OSS等の当社からの委託先では対応できない場合は、OSS等は専門業者等を手配することができます。ただし、当該専門業者による対応に要する費用はお客さまのご負担となる場合があります。

お客さまがご契約される会社	
名称	大阪ガス株式会社
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町4丁目1番2号
電話番号	[ご契約に関するお問い合わせ窓口] TEL 06-6205-3692 (平日9～17時/土・日・祝・年末年始を除く)
代表者	代表取締役社長 藤原 正隆

警備サービス提供会社	
名称	大阪ガスセキュリティサービス株式会社
所在地	〒532-0024 大阪市淀川区十三本町3-6-35
電話番号	[かけつけのご用命] TEL 0120-750-082 (24時間受付/年中無休)
代表者	代表取締役社長 杉本 和史

※対象物件の住所によっては、駆けつけ対応を大阪ガスセキュリティサービス株式会社から総合警備保障株式会社に委託する場合があります。

名称	総合警備保障株式会社
所在地	〒107-8511 東京都港区元赤坂1-6-6
電話番号	TEL 03-3470-6811 (代表)
代表者	代表取締役 栢木 伊久二

出動に関する警備員の情報	
人数および担当業務	① 契約対象物件からのかけつけ依頼の受付業務 ： 基地局に常時1名以上配置 ② かけつけ依頼時の契約対象物件への派遣要員 ： 待機所毎に1名以上配置
知識および技能	警備業法に基づく教育、 並びに OSS 独自の教育、訓練を実施
服装	指定の制服を着用
使用する機器・機材	車両、無線機、特殊警戒棒、ヘルメット、 防刃チョッキ、携帯電話、その他

駆けつけサービス契約約款(関西電力エリア以外)

第1条 (目的)

この約款は、大阪ガス株式会社(以下、「当社」といいます。))が、「駆けつけサービス」をご契約いただくお客様(以下、「お客様」といいます。))に対して、「駆けつけサービス」(以下、「本サービス」といいます。))の契約内容(以下、「本契約」といいます。))を定めるものです。

第2条 (サービス内容)

本サービスの内容は、次のとおりです。

- お客様の自宅(お客様がお引越しに際し新たにご契約される物件を指し、以下、「対象物件」といいます。))の防犯に関してご懸念が生じた時に、お客様からのお電話によるご依頼に基づき、警備員が駆けつけるサービス(以下、「警備員駆けつけ」といいます。なお、本サービスは、犯罪の未然防止を約束するサービスではございません。))
 - 対象物件の鍵の解錠に関するトラブルについて、お客様からのお電話によるご依頼に基づき、作業員(警備員とは異なります。以下、同様とします。))が駆けつけて対応するサービス(以下、「鍵の解錠サポート」といいます。))
- ※事前に鍵の預かりはいたしません。

ただし、対象物件の所在地その他理由により、一部のサービスの提供を行えない場合があります。

第3条 (お客様)

本サービスは、お客様のみが利用することができます。また、対象物件と異なる物件では利用することはできません。

2. 本サービスを利用する場合、運転免許証等の公的機関が発行した身分証明書による本人確認が必要となる場合があります。

第4条 (提供期間)

本サービスの提供期間は、原則として対象物件への入居日から2年間とします。ただし、お申込みから入居日までの期間が短い場合、入居日からご依頼を受けられない場合があります。なお、お客様に当社の電気料金メニュー(「スマモル賃貸プラン」)に限り、以下、「スマモル賃貸プラン」といいます。))の適用がある場合は、入居日から2年を経過した以降も、その契約が継続する限り本サービスの提供は継続されます。上記にかかわらず、退居に伴う解約の場合、または入居日から2年を経過する前に退居される場合は、退居日をもってサービスの提供は終了されるものとします。

第5条 (サービス提供の中止)

お客様において次の事由が生じた場合、当社はお客様に何らの通知を要することなく本サービスの提供を中止することができます。

- ①本サービスの目的に反した使用が繰り返される等、お客様が正常な方法でご使用いただけない場合で、当社からお客様に改善を申し入れたにもかかわらず、状況が改善されないとき
- ②お客様が、暴力団、暴力団関連企業をはじめとする反社会的勢力またはその構成員または準構成員に該当することが判明した場合
- ③お客様が、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - その他上記に準ずる行為
- ④本約款の各条項に違反したとき
- ⑤前各号に掲げる事由の他、当社が本サービスの提供上支障があると判断したとき

第6条 (業務委託等)

当社は、本サービスの各種業務等について、業務の一部を委託することがあります。

2. 当社は、業務を委託する場合に、当社から業務委託先に対し、必要な範囲でお客様情報を提供することがあります。この場合、当社は、業務委託先との間のお客様情報の取り扱いに関する契約を結び、適切な監督を行います。

第7条 (対象物件への立ち入り等)

当社または当社の指定する第三者は、本サービスの遂行に必要な場合には、対象物件に立ち入ることができるものとし、お客様は、当該立ち入り、工事に正当な事由がない限り、立ち入りを承諾するものとする。

2. 対象物件を第三者へ貸借している場合で、お客様が貸主の場合、お客様は、対象物件の借主に対して、お客様の責任にて、当社が本サービスの遂行のため対象物件に立ち入ることに関して承諾を得るものとします。

3. 前項でお客様が借主の場合、お客様は、対象物件の貸主に対して、お客様の責任にて、当社が本サービスの遂行のため対象物件に立ち入ることに関して承諾を得るものとします。

4. 当社は、お客様が第2項および第3項に定める承諾を得なかったことにより生じた損害については一切責任を負いません。

第8条 (サービスの停止)

当社は、以下の各号に定める場合で本サービスの提供を継続できないと判断した場合には、本サービスの提供を停止します。停止期間中、当社は本サービスの提供についての義務を一切まぬがれるものとし、停止に起因する損害について責めを負わないものとします。

- ①天災地変、暴動、通信回線(お客様が設置された通信機器等を含みます)の障害、停電、その他不可抗力による損壊等が生じた場合
- ②本サービス提供に必要なシステムに異常が発生した場合
- ③お客様以外の依頼
- ④スマモル賃貸プランの適用がある場合で、スマモル賃貸プランの料金のお支払いがない場合
- ⑤申込内容に変更が生じたにもかかわらず、お客様が当社への連絡を行わなかった場合
- ⑥本サービス対象の不動産自体の瑕疵もしくはお客様の管理上の瑕疵があった場合
- ⑦本サービスの継続に通常必要となる作業を行う場合

第9条 (損害賠償)

当社は、本サービスの提供にあたって、当社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合、お客様に対して以下のとおり、当該損害の賠償をいたします。但し、警備員駆けつけは犯罪の未然防止を約束するサービスではないため、犯罪によりお客様に発生した損害については、当社による損害賠償の対象外といたします。

2. 当社に対して損害の賠償を請求する場合、お客様は損害の発生の事実を知った後、遅滞なく当社に対して通知し、当社は現場確認や公的機関等から発行された証明書等により損害を確認したうえで、損害賠償を行います。ただし、その限度額は、1事故1億円までとします。

3. 本条の規定にかかわらず、お客様が前項の通知を怠った場合は、賠償に関する諸手続きが行えない場合があります。

第10条 (協議事項)

お客様と当社は、本契約に定めのない事項については、法令および商慣習に従うほか、誠意をもって協議いたします。

第11条 (守秘義務)

お客様および当社は、本サービスを通じて知り得た秘密情報(技術情報、お客様情報等)を善良なる管理者の注意をもって管理し、第三者へ漏らしてはなりません。このことは本サービス終了後も同様とします。

第12条 (お客様情報の取り扱い)

当社はお客様の個人情報を当社ホームページに記載の「プライバシーポリシー」および別添「お客様情報の利用目的について」に基づき取り扱います。お客様の個人情報の利用目的については、「プライバシーポリシー」および「お客様情報の利用目的について」をご参照ください。

2. 当社が本サービスの提供の一部を委託した場合は、委託先へ必要な範囲で個人情報提供、開示する場合があります。この場合、当社は委託先との間で取扱いに関する契約を結び、適切な監督を行います。

3. 当社は、業務品質向上等のため通話録音をさせていただくことがありますが、お客様・緊急連絡先からの録音内容の確認のご依頼には対応いたしません。

第13条 (権利譲渡の禁止)

お客様は当社の同意なしに本サービスに関する権利・義務を第三者に譲渡できません。

第14条 (相互協力)

お客様および当社は互いに協力し、信義を守り誠実に本規定に従うものとし、本規程に定めのない事項および疑義が生じた事項については、お客様および当社の協議により誠意をもって解決するものとし、

第15条 (管轄裁判所)

本契約または本サービスの提供に関して、訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 (改定)

当社は、本サービスの約款を予告なく変更させていただくことがあります。なお、変更後の約款につきましては、当社のホームページ等にお知らせいたします。

第17条 (効力開始)

本約款は、2022年8月10日から有効とします。

<警備員駆けつけに関する約款>

第18条 (警備員の出勤)

当社は警備員の出勤業務を大阪ガスセキュリティサービス株式会社(以下、

「OSS」といいます。)等に委託します。

2. 当社は出動業務の委託先に対し、必要な範囲でお客さま情報を提供します。この場合、当社は委託先との間でお客さま情報の取り扱いに関する契約を結び等、適切な監督を行います。

3. 本サービスにおける警備員かけつけの実施日は、お客さまの申し込みにより、実際に駆けつけを実施する日とします。また、一件当たりの所要時間の目安は、5分～15分程度となります。ただし、案件により前後する場合があります。

第19条 (警備員かけつけ時の措置)

お客さまの依頼をいただいた場合、監視センターの指令により警備員は対象物件に出動し、対象物件の建物外周より目視可能な範囲内で異常発生の有無を確認(以下、「外周点検」といいます。)します。

異常発生が認められた場合には、警察、消防等へ通報するなどお客さまの被害の拡大防止のための必要な措置をとります。

2. 外周点検のため、警備員は、お客さまの承諾なく対象物件の敷地内に立ち入ることができません。但し、門扉に鍵がかかっているなどの場合は敷地外からの点検といたします。

3. 異常事態発生の場合、OSSは、お客さまに対して、緊急連絡を行います。

4. 天候・交通状況・警備員の出動状況等により現場到着に相応の時間を要する場合があります。

5. 警備員かけつけサービスは、防犯に関するご心配時の警備員かけつけサポートであり、日常生活の雑用等を警備員に依頼することはできません。

[警備員に依頼できない行為の例]

- 人の救急
- 人の身辺警備
- ガスの消し忘れ対応
- ポストの郵便物の整理・回収
- 植木の水やり
- ペットの餌やり

第20条 (警備員かけつけの報告)

警備員が外周点検を行った場合、警備員は点検報告書を対象物件へ投函します。また、監視センターは、必要に応じて警備員が外周点検を行った結果を登録電話番号に通知します。

第21条 (警備員かけつけ出動の料金)

お客さまからのお電話による依頼に基づき警備員を出動させた場合には、当社は出動に要する費用(1回の出動あたり5,500円(税込))をお客さまに従量サービス料金として請求します。

2. 従量サービス料金は、出動の指示を行った時点で発生するものとし、お客さまが出動をキャンセル・変更された場合でもお支払いいただけます。

3. お客さまは当社の請求に基づき、期日までに上記金額をお支払いいただくものとなります。

第22条 (出動予約)

お客さまは、出動を希望される日(以下、「出動日」といいます。)の14日前まで当社に連絡することにより、出動を予約することができます。

2. 出動可能時間は以下の時間帯とし、時間指定はできません。

- ① 6:00～12:00
- ② 13:00～19:00
- ③ 19:00～24:00

3. 出動予約後にキャンセルを希望される場合は、当社に出動日の前日までにご連絡いただけます。

4. 出動日当日のキャンセルにつきましては、第21条第1項に規定する費用を申し受けます。

第23条 (免責)

警備員のかげつけは、犯罪の早期発見および早期対応による拡大防止を目的とするものであり、犯罪の未然防止を保証するものではありません。したがって、当社はお客さまが犯罪により被られた損害について、本契約に基づいて賠償する責めを負いません。これらの損害に対する備えとして、お客さまご自身で盗難保険等に加入していただきます。

[当社が賠償する責めを負わない損害の例]

- ① 天災地変・暴動・通信回線(お客さまが設置された通信機器等を含みます)の障害、停電、その他不可抗力による損壊等により当社がお客さまに本サービスの提供ができなくなったことに起因する損害
- ② 対象物件自体の瑕疵もしくはお客さまの管理上の瑕疵またはお客さまの故意や重過失により生じた損害
- ③ 地震・火災などの災害により、またはこれらの災害に起因する損害
- ④ 窃盗または強盗のために生じた火災または爆発等による損害
- ⑤ 窃盗・強盗・火災発生等にもなろう、OSS等の委託先、消防隊、警察隊等による入口扉・窓等破壊等の損害
- ⑥ 警備員かけつけサービスとの因果関係が認められない損害
- ⑦ 警備員かけつけサービスが停止されている間に生じた損害
- ⑧ 申込内容に変更が生じたにもかかわらず、お客さまが当社への連絡を行わなかったことに起因する損害
- ⑨ その他客観的に判断して賠償免責に相当する損害

2. 天候・交通状況・作業員の作業状況等により現場到着に相応の時間を要する場合があります。

<鍵の解錠サポートに関する規程>

第24条 (サービス内容)

当社は、お客さまに対して、鍵の解錠サポートを行います。当社は、本業務をOSS等に委託します。

2. 対象となる鍵は、対象物件の玄関鍵に限ります。

3. お客さまの依頼をいただいた場合、作業員が現地に駆けつけ解錠作業を行います。

第25条 (鍵の解錠サポートの料金)

お客さまからのお電話による依頼に基づき作業員を出動させた場合には、当社は出動に要する費用(1回の出動あたり5,500円(税込))をお客さまに従量サービス料金として請求します。

2. 従量サービス料金は、出動の指示を行った時点で発生するものとし、お客さまが出動をキャンセル・変更された場合でもお支払いいただけます。

3. お客さまは当社の請求に基づき、期日までに上記金額をお支払いいただくものとなります。

第26条 (免責)

鍵の解錠サポートに関して、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。

- ① お客さま以外の依頼
- ② 災害・天災・暴動等に起因する依頼
- ③ 鍵の開錠の場合にお客さま本人の立会いがない場合
- ④ 運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示がない場合。また、顔写真付公的身分証明書の提示があっても、身分証明書上の住所、氏名が当社に届出のある住所、氏名と異なっていた場合
- ⑤ 鍵の解錠サポートとは異なるサポート依頼
- ⑥ 対象物件以外に関する本サービスの依頼
- ⑦ 離島もしくはサービス提供が困難な地域からの依頼

2. 天候・交通状況・作業員の作業状況等により現場到着に相応の時間を要する場合があります。

3. 当社及び業務委託先(業務委託先の業務提携先(ジャパンバストレスキューシステム株式会社等)を含む)は、故意または過失がない限り、鍵の解錠サポートに関して、損害賠償等の責任を負わないものとなります。

4. 作業員による対応にかかる費用はお客さまのご負担となる場合があります。

お客さまがご契約される会社	
名称	大阪ガス株式会社
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町4丁目1番2号
電話番号	[ご契約に関するお問い合わせ窓口] TEL 06-6205-3692 (平日9～17時/土・日・祝・年末年始を除く)
代表者	代表取締役社長 藤原 正隆

警備サービス提供会社	
名称	大阪ガスセキュリティサービス株式会社
所在地	〒532-0024 大阪市淀川区十三本町3-6-35
電話番号	[かけつけのご用命] TEL 0120-750-082 (24時間受付/年中無休)
代表者	代表取締役社長 杉本 和史

※対象物件の住所によっては、駆けつけ対応を大阪ガスセキュリティサービス株式会社から総合警備保障株式会社に委託する場合があります。

名称	総合警備保障株式会社
所在地	〒107-8511 東京都港区元赤坂1-6-6
電話番号	TEL 03-3470-6811 (代表)
代表者	代表取締役 栢木 伊久二

出動に関する警備員の情報	
人数および担当業務	① 契約対象物件からのかけつけ依頼の受付業務 ： 基地局に常時1名以上配置 ② かけつけ依頼時の契約対象物件への派遣要員 ： 待機所毎に1名以上配置
知識および技能	警備業法に基づく教育、 並びに OSS 独自の教育、訓練を実施
服装	指定の制服を着用
使用する機器・機材	車両、無線機、特殊警戒棒、ヘルメット、 防刃チョッキ、携帯電話、その他


お問い合わせ先一覧

スマートロックに関するお問い合わせ (ビットキーカスタマーサポート)


ホームハブ
homehubアプリ内からお問い合わせください。
「右下メニューアイコン → サポート → お問い合わせ」

- アプリからのお問い合わせが難しい場合
050-3000-3935 [受付時間] 9:00~18:00


緊急時の駆けつけ (大阪ガスセキュリティサービス)

 **0120-750-082** 24時間365日受け付けます。

健康相談すこやかダイヤル (大阪ガスセキュリティサービス)

 **0120-656-474** 24時間365日受け付けます。

ガス・電気の名義変更、利用停止など (大阪ガスお客さまセンター)

 **0120-0-94817** [受付時間]
月～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00